

●香川県告示第70号

平成22年香川県告示第28号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。
平成23年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値	団地名	建設年度	構造別	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値
略				略			
丸亀安達	昭和58年度	略		丸亀安達	昭和58年度	略	
	昭和61年度	高層耐火構造7階建	<u>ガス給湯器のあるもの</u> 0.83 <u>その他のもの</u> 0.78		昭和61年度	高層耐火構造7階建	0.78
略				略			